

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

JETRO 北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京市天達律師事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）

※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部
E-Mail : post@jetro-pkip.org

2. JETRO 北京事務所知的財産権部ホームページ「IP Newsletter」コーナー更新のお知らせ

IP Newsletter の各カテゴリーの記事（法律・法規等、中央政府の動き、地方政＞府の動き、司法関連の動き、ニセモノ権利侵害問題、多国籍企業 R & D、統計＞関連、その他知財関連）について、省区分別に整理し、「地方の動き（省区分別）」として掲載しています。詳細は下記 URL をご参照ください。

IP Newsletter 「地方の動き（省区分別）」
http://www.jetro-pkip.org/html/ip_Cha8.html

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 浙江省義烏市、専利権担保融資管理弁法を發布(国家知識産権網 2013年10月12日)
2. 「専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き」、意見募集開始(国家知識産権網 2013年10月9日)
3. 「資産評価法」草案第2稿、募集意見が3万件以上(中国法院網 2013年10月7日)
4. 北京市人代常務委、改正「北京市専利保護と促進条例」を採択(北京市知識産権局公式サイト 2013年9月30日)
5. 「山西省中医薬発展条例」が採択、知的財産権保護を強調(法制網 2013年9月30日)
6. 商務部、電子商取引促進の法律法規整備を推進する計画(商務部公式サイト 2013年9月26日)
7. 改正「文字作品使用報酬支払弁法」、来月末まで意見募集(国務院法制弁公室公式サイト 2013年9月23日)
8. 法制弁とSIP0、改正「専利代理条例」に関するシンポジウムを広東で開催(国家知識産権網 2013年9月13日)
9. ネットワーク商品取引・サービス管理弁法、パブコメを募集(国務院法制弁公室公式サイト 2013年9月12日)
10. 山東省、繰り返し権利侵害への行政処罰規定を導入(中国法院網 2013年9月11日)

○ 中央政府の動き

1. 中国・ドイツ副長官級会合、「パートナーシップ協力意向書」を更新(国家知識産権網 2013年10月12日)
2. 汪洋・国務院副総理、種子産業の知的財産権保護強化を強調(国家知識産権網 2013年10月9日)
3. 財政部、研究開発費の税額控除に関して通達、関連問題を明確化(新華網 2013年10月8日)
4. 上海自由貿易試験区、知的財産権などで高効率な管理を実現(国家知識産権網 2013年9月30日)
5. 五大特許庁、特許審査ハイウェイの取組で合意、来年1月から開始(国家知識産権網 2013年9月25日)
6. 国務院で初の健康サービス業指導意見を發布、知的財産権を強調(国家知識産権網 2013年10月17日)
7. 財政部、中央文化企業の発展支援に8.3億元の補助金(財政部公式サイト 2013年10月11日)
8. 国家知識産権局、「知的財産権人材体系の整備強化に関する意見」を打ち出し(国家知識産権網 2013年9月26日)
9. 工業・情報化部、企業知的財産権管理規範の導入を促進(国家知識産権網 2013年9月25日)
10. 工商総局、改正商標法の徹底に向け5つの施策、違法な代理を厳罰(新華網 2013年9月18日)
11. 第2期国家知的財産権専門家諮問委員会が発足(国家知識産権戦略網 2013年9月15日)
12. 発展改革委、ソフトウェアと集積回路設計の重点企業認定作業を始動(国家知識産権戦略網 2013年9月13日)

○ 地方政府の動き

1. 成都市、国家級研究開発センター整備を支援、1社あたり100万元補助(中国知識産権資訊網 2013年10月14日)
2. 成都工商局、「企業公共信用体系標準」を發布、誠実な經營を促し(工商総局公式サイト 2013年10月12日)
3. 北京市科学技術委、イノベーション推進に向け次の段階の方針を決定(中国政府網 2013年10月12日)
4. 済南市と廈門市の知識産権局、権利侵害詐称摘発で協力協定(国家知識産権網 2013年10月9日)
5. 西部地区唯一の専利審査協力センター、四川省成都市に設置(出典：中国新聞網 2013年10月9日)
6. 広東省知的財産権保護支援センター、中小企業博覧会に相談窓口を設置(国家知識産権網 2013年10月9日)
7. 重慶市、工業企業知的財産権運用能力育成プロジェクトを実施(中国政府網 2013年10月3日)
8. 青島で複数の科技企业インキュベーターを設置、知財保護体制も整備へ(国家知識産権戦略網 2013年10月17日)
9. 国家標準管理委員会：中関村を初の国家技術標準革新基地に(新華網 2013年10月16日)
10. 上海自由貿易試験区、今月29日に設置へ、上海汽車集団や百度などが進出を表明(新華網 2013年9月26日)
11. 広東省、LED重点製品の特許分析・早期警戒に関する報告会を開催(国家知識産権網 2013年9月23日)
12. 陝西省版權局、著作権無料登録イベントを実施(華商網 2013年9月22日)
13. 遼寧省、自動車部品産業の知的財産権ボランティアチームを設立(国家知識産権網 2013年9月22日)

○ 司法関連の動き

1. 北京高裁、「専利権侵害判定ガイドライン」を發布(中国法院網 2013年10月9日)
2. ルイ・ヴィトンが商標権侵害で香港そごうを提訴、損害賠償などを要求(中国新聞網 2013年10月9日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 広東省、権利侵害・模倣品摘発活動を推進、目覚ましい成果(国家知識産権網 2013年10月15日)
2. 福建省知識産権局、権利侵害摘発で省公安厅と提携、覚書締結(国家知識産権網 2013年9月13日)

○ 多国籍企業 R&D

1. 米Praxair社、上海でグローバル研究開発センターを設立(国家質検総局公式サイト 2013年10月14日)
2. アムウェイ植物R&Dセンターが無錫に設立、薬草研究に注力(中国新聞網 2013年10月10日)

3. 華為、英国で研究開発センターを設立へ、2億ドル投資(中国新聞網 2013年10月16日)

○ 統計関連

1. 1~8月、北京中関村モデル区、特許出願が38.3%増(北京市統計局 2013年9月30日)

2. 科学技術論文の引用数が世界5位に、発表数が世界2位(新華網 2013年9月29日)

3. 国内製造業TOP500社、研究開発費の対営業収入比が1.87%(国家知識産権戦略網 2013年10月17日)

4. 中関村科学技術サービス業が急成長、3年計画発表(国家知識産権戦略網 2013年10月16日)

5. 中国のグリーン食品マークが世界の11ヵ国で商標登録、輸出額が年平均27.6%増(新華網 2013年9月24日)

6. 中関村企業の技術関係者が40万2000人に、研究開発費が918億元(新華網 2013年9月23日)

○ その他知財関連

1. 2013年「アジアブランドTOP500」に大陸部118ブランドがランクイン(新華網 2013年9月29日)

2. 吉林省長春市で長春国際技術移転戦略連盟が設立(長春市人民政府公式サイト 2013年9月23日)

3. ハイアール：中国で最も価値あるブランドを維持(新華網 2013年10月17日)

4. 広東省知識産権局、広交会知財保護でシンポジウム開催(国家知識産権網 2013年10月16日)

5. 東北三省と韓国特許庁、戦略的協力交渉会合を瀋陽市で開催(国家知識産権網 2013年9月25日)

6. WIPO：PATENTSCOPEに中国の特許文献300万件を収録(新華網 2013年9月23日)

7. 第5回日中意匠制度シンポジウム、北京で開催(国家知識産権網 2013年9月16日)

8. 中国科学院と米ジェネラル・アトミックス、「人工太陽」共同実験に成功(新華網 2013年9月16日)

9. 2013年中国専利情報年會が開催、日欧米それぞれフォーラム設置(新華網 2013年9月13日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 浙江省義烏市、専利権担保融資管理弁法を發布★★★

浙江省義烏市科技局はこのほど、中国人民銀行義烏支店と共同で「義烏市専利権担保融資管理弁法」を作成、發布した。

「管理弁法」に担保融資の要件、用途、金額、期限、利率、申請手続きなどに関する規定が盛り込まれている。専利(特許、実用新案、意匠を含む)権を以て担保融資を申請する時の手続きを規範化させるとともに、金融機関による金融商品、サービスの革新や企業への支援強化を奨励する。無形資産である専利権の担保融資に係わるリスクを、規範化さ

れた手続き管理で防止し、当事者の権益を保護することを視野に作成された。

同「管理弁法」により専利権の財産としての性質を生かし、担保融資を通じて権利者の資金繰り問題を支援し、企業の発展に寄与することが期待される。

(出典：国家知識産権網 2013年10月12日)

★★★2. 「専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き」、意見募集開始★★★

国家知識産権局は先日、同局が作成した「専利権侵害の判定基準と専利詐称行為の認定基準手引き」の意見募集稿を発表した。10月26日まで一般向け意見募集を行う。

全国の知的財産権をめぐる行政法執行活動の規範性、科学性を一層向上させることを狙い、「専利行政法執行活動の強化に関する決定」と「専利行政法執行能力向上プロジェクトプラン」を踏まえて国家知識産権局が「手引き」の意見募集稿を作成した。第1編に発明と実用新案、第2編に意匠の権利保護範囲の定義、権利確定、権利釈明、侵害判定などについてそれぞれ明記され、第3編に専利詐称行為の認定に関する認定標準、概念、詐称行為構成要素等の内容が盛り込まれている。

意見募集の締切日は今月26日。電子メールやファクシミリで意見や提案を国家知識産権局に提出することができる。

(出典：国家知識産権網 2013年10月9日)

★★★3. 「資産評価法」草案第2稿、募集意見が3万件以上★★★

注目されている「資産評価法」は9月6日から10月5日まで全国人民代表大会の公式サイトで草案第2稿が公表され、一般向け意見募集が行われた。10月5日午前までに3万2412件の意見が提出された。

「採択されれば、20数年の間に業界で統一した法律がない歴史にピリオドが打たれるだろう」と中国資産評価協会の劉公勤副会長が語る。企業再編や上場、ブランド評価、知的財産権取引を含む経済・社会の各分野の健全な運行に不可欠な一環として、資産評価法は幅広く注目を集めてきた。一方、国内の資産評価活動は今まで、財政部、住宅・城郷建設部、国土資源部、商務部など複数の部門に管轄されているため、業界協会それぞれ異なる標準を実施しており、業界内で多数の障壁が生まれ、業界全体の発展に支障をきたしている。

2006年に起草作業が発足し7年間経ったが、遅々として成立していない原因の1つであるとも指摘されている。いかに分割管理の局面を打開するかにもっと多くの意見が寄せられているという。

(出典：中国法院網 2013年10月7日)

★★★4. 北京市人代常務委、改正「北京市専利保護と促進条例」を採択★★★

北京市第14期人民代表大会常務委員会第6回会議で9月27日、「北京市専利保護と促進条例」が採択された。同条例が2005年5月に公布されて以来の改正で、北京市の専利（特許、実用新案、意匠を含む）に関する保護、促進等における「基準性」が一層明確化されている。

改正「条例」は総則、専利保護、専利促進、法律責任、附則の5章、51条からなる。条文数が旧条例に比べて、13箇条増加した。社会全体による共同の保護・促進体系の確立を重視し、行政当局、権利者、業界協会などが専利事業の発展を共に推し進めている局面の形成を目指すもので、▽重点対象権利の保護、▽権利侵害が起こりやすい流通分野、

展示会における主催側の責任、▽行政法執行の強化、▽繰り返し侵害行為への処罰強化などに係る内容が盛り込まれている。

新条例は2014年3月1日から施行される。

(出典：北京市知識産権局公式サイト 2013年9月30日)

★★★5. 「山西省中医薬発展条例」が採択、知的財産権保護を強調★★★

山西省第12期人民代表大会常務委員会の第5回会議で採択された、漢方医薬学の発展促進に関する「山西省中医薬発展条例」が10月11日に施行され、2001年施行の「山西省中医発展条例」が同時に廃止された。

元「山西省中医発展条例」を踏まえて改正がなされたもので、医療機構・従業員、漢方薬・漢方薬産業、教育・科学研究、保障・促進などの分野から、漢方医薬の保護・支援・育成に関する各関連部門の責任を明確化した。

この中、新「条例」は漢方医薬産業の知的財産権の確実な保護を強調している。漢方医薬分野の特許、商標、地理的表示、植物新品種、著作権の出願を奨励するとともに、公開に適さない工法、方法などはノウハウとして保護することができる」と明記した。このほか、▽処方方法、特許技術を含めた研究成果の保護、譲渡、許諾使用、▽漢方医老舗、著名な商標などに対する政府機関の保護、支援の強化—などに関する内容が盛り込まれている。

(出典：法制網 2013年9月30日)

★★★6. 商務部、電子商取引促進の法律法規整備を推進する計画★★★

電子商取引をテーマに商務部が26日に開いた記者会見で、商務部電子商取引・情報化司の李晋奇司長は、同部は今後、電子商取引関連の法律・法規の健全化を目指して電子商取引の全体枠組み体系を研究し、関連部門による法律・法規の作成、改正を働きかける方針だと説明した。

李司長はまた、電子商取引促進法の起草作業を適当な時期に始めることや、「ネットワーク小売第三者プラットフォーム取引規則管理弁法」、「ネット上商業データ保護弁法」の発布を促し、市場秩序の規範化に取り組んでいくことを明らかにした。

このほか、商務部の姚堅報道官は、「情報技術の安全性とネット上の誠実信用環境の欠如といった問題は電子商取引、特にネット小売の発展を制限する2つの要因だ」と指摘し、商務部では課題の解決に向け関連部門と共同でネット小売の環境整備を推進することとしていると表明した。

(出典：商務部公式サイト 2013年9月26日)

★★★7. 改正「文字作品使用報酬支払弁法」、来月末まで意見募集★★★

「中華人民共和国著作権法」と関連法規に基づいて国家版權局が作成した「文字作品使用報酬支払弁法」改正案は9月23日公表された。10月31日まで一般向け意見募集を行う。

改正案によると、文字作品の使用に関する報酬支払の約定が当事者間になかった場合、この「支払弁法」の規定が適用される。支払の方式は印税、基本原稿料+印刷部数原稿料、又は一回限りの支払等の選択がある。また、デジタル、ネットワークにおける文字作品の使用について、契約が別途規定した場合を除き、この弁法を参照して報酬を支払うこととしている。

改正案に対する意見やアドバイスは、以下の方法で国家版權局に提出することができる。

▽中国政府法制信息网 (<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスしてオンラインで提出

▽郵送 北京市宣武門外大街 40 号 新聞出版広電総局 (国家版權局) 政策法制司 (郵便番号 : 100052)

▽FAX 新聞出版広電総局 (国家版權局) 政策法制司 010-83138643

▽電子メール ncacfgs@126.com

(出典 : 國務院法制弁公室公式サイト 2013 年 9 月 23 日)

★★★8. 法制弁と SIP0、改正「専利代理条例」に関するシンポジウムを広東で開催★★★

國務院法制弁公室と国家知識産権局 (SIP0) の関係者一行は 9 月 11 日から 13 日にかけて広東省を訪れ、同省の関連部門の責任者や企業、大学などの代表を招き、「専利代理条例」改正に関するシンポジウムを開催した。

シンポジウムには省の関連部門の責任者を始め、広州市知識産権局、深セン市知識産権局、企業、大学、研究機構、代理機構からの代表 70 数名が出席。参加者は専利代理業界の発展見通しや広東省の専利代理業界の実態を踏まえて、「専利代理条例」改正案について多くの意見やアドバイスを提出した。

現行「専利代理条例」は、専利代理業界の規範化と、依頼人・代理機構・弁理士の合法的権益の保護、専利代理市場の秩序維持を狙い、1991 年に発布された。今回の改正作業において、専利管理当局が近年積み重ねた経験を反映した内容のほか、将来の発展を見込んだ規定が取り込まれた。専利事業の発展を一段と促進する重要な役割を果たすものとみられる。

(出典 : 国家知識産権網 2013 年 9 月 13 日)

★★★9. ネットワーク商品取引・サービス管理弁法、パブコメを募集★★★

国家工商行政管理総局は 9 月 11 日、「ネットワーク商品取引 関連サービス管理弁法 (意見募集稿)」を公表し、一般向け意見募集を始めた。

意見募集稿はインターネット通販企業に工商登録を義務付け、個人によるインターネット通販には、真実の身分情報の提供を前提に、第三者の取引プラットフォームを通じて行うことを求めている。

このほか、意見募集稿には、▽有名ウェブサイトのドメイン、名称、標識を模倣する、▽政府部門や社会団体の電子標識を無断使用、偽造する、▽虚偽の手段で自社名誉を向上させる、▽競合他社のウェブサイトの名誉を毀損する一など、ネットワーク技術を利用した不正競争行為を禁止する旨の内容が取り込まれている。

意見募集の締切日は 2013 年 10 月 11 日。意見募集稿に対する意見やアドバイスは、以下の方法で国家工商行政管理総局に提出することができる。

▽国家工商行政管理総局 HP (<http://www.saic.gov.cn>) にアクセスしてオンラインで提出

▽郵送 北京市西城区三里河東路 88 号 国家工商総局市場司 (郵便番号 : 100820)

▽電子メール scs602@saic.gov.cn

(出典 : 國務院法制弁公室公式サイト 2013 年 9 月 12 日)

★★★10. 山東省、繰り返し権利侵害への行政処罰規定を導入★★★

9 月 1 日より施行された「山東省専利条例」は、権利侵害を繰り返す違反行為が多発す

る課題に対応するために、行政法執行機関に繰り返し権利侵害に処罰を与える権限を付与した。同条例は今年8月1日より省人代常務委で採択された。15年前に発布された「山東省専利保護条例」は新条例の発効に伴い、廃止されることとなった。

新条例によると、専利管理当局または裁判所が出した専利権侵害行為への処罰決定、判決が発効した後、同一人物が同じ専利権に対し継続してまたは再び侵害行為を実施した場合、行政当局が侵害行為の停止を命じ、違法所得と侵害製品を没収する上、違法所得額の1~3倍にあたる過料、もしくは2~20万円の過料（違法所得がない場合）を処することができる。

「条例」には、地方政府による特許補助金の設立、重大経済活動における知的財産権審査体制の整備、調査拳証手段の強化などに関する内容も盛り込まれている。

（出典：中国法院網 2013年9月11日）

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国・ドイツ副長官級会合、「パートナーシップ協力意向書」を更新★★★

国家知識産権局の李玉光副局長はこのほど、ドイツ特許商標庁のGuenther Schmitz副長官と北京で会談した。双方は知的財産権分野の共に関心を寄せている問題について意見を交わした。

双方は両庁間の協力成果を回顧し、32年来の協力事業が順調に進んできており、今後は協力を一層強化すべきだと確認した。Schmitz副長官はまた、中国とドイツの特許審査ハイウェイ（PPH）での協力を一段と強化したいと表明。双方は会談後、「中国ドイツパートナーシップ協定更新意向書」を締結した。

ドイツ代表団が訪問期間中、両庁は中国ドイツ特許制度報告会を共催した。Schmitz副長官を始め、代表団メンバーはドイツ特許商標庁の最新の発展状況、通信技術の応用、同庁とドイツ特許裁判所間の提携事業などについて詳しく説明を行った。

（出典：国家知識産権網 2013年10月12日）

★★★2. 汪洋・国務院副総理、種子産業の知的財産権保護強化を強調★★★

国務院の汪洋副総理はこのほど、現代種子産業の発展の実態を調査するため、北京市通州区にある国際種子産業科技パークを視察した。企業関係者が参加するシンポジウムに出席した汪洋副総理は、種子産業の知的財産権保護を全面的に強化し、イノベーションを奨励・保護する制度を整備するよう求めた。

汪副総理は科学技術の革新や資源の科学的配置を急ぎ、研究成果の評価方法を一層改善して産学研結合、育種・繁殖・普及一体化の現代的種子産業体系を確立することを強調。また、主要農作物の品種育成で突破的な成果を取得し、関連法律法規を整備して偽の種子を取り締まり、種子産業の知的財産権保護を全面的に強化し、イノベーションを奨励・保護する制度を整備しなければならないと指摘した。

このほか、副総理は種子産業が国の戦略的、基礎的核心産業であると指摘し、国の関連政策の徹底実施、体制の改革・刷新などに取り組み、産業発展水準の全面的向上に努めよう求めた。

（出典：国家知識産権網 2013年10月9日）

★★★3. 財政部、研究開発費の税額控除に関して通達、関連問題を明確化★★★

財政部と国家税務総局はこのほど通達を出し、企業の研究開発費に関する税額控除政策について控除対象に研究開発関係者の基礎年金保険、基本医療保険、失業保険、労災保険、出産保険、住宅基金などが含まれることを明確にした。

「研究開発費の加算控除に係わる関連政策に関する通知」と題したこの通達は、「企業所得税法」と「企業所得税法实施条例」、「科技体制改革深化と国家革新体系建設加速に関する中共中央國務院の意見」の関連規定に基づき、財政部と国家稅務總局が作成し、科技部の同意を得た上で発布した。

通達によると、税額控除対象となる研究開発費には、研究開発に専用される設備・機器とその維持管理、新薬の臨床試験、成果評価などの費用も含まれる。

(出典：新華網 2013年10月8日)

★★★4. 上海自由貿易試験区、知的財産権などで高効率な管理を実現★★★

國務院が先月末に発布した「中国（上海）自由貿易試験区全体プラン」で、行政管理体制の改革推進を視野に質量技術監督、食品薬品、知的財産権、工商、稅務などの分野で高効率な監視・管理を実現することが求められた。

「全体プラン」によると、上海自由貿易試験区は政府職能の転換を急ぎ、政府管理のあり方を改革するとともに、国際化、法治化の方針に基づいて国際基準の投資・貿易体制に相応しい行政管理体制を確立する。また、統一した市場監視管理綜合法執行システムを整備し、質量技術監督、食品薬品、知的財産権、工商、稅務などの管理分野で高効率な監視・管理を実現し、市場の監視・管理への社会全体の参与を奨励し、知的財産権紛争の調停、支援などに関する解決体制を確立する。

このほか、「全体プラン」には、2、3年の改革、試験を通じて、サービス業の拡大・開放と外資系企業投資に係わる管理体制の改革を進めるなどして、投資・革新をサポートする政策的環境を整備するとの目標が掲げられた。

(出典：国家知識産権網 2013年9月30日)

★★★5. 五大特許庁、特許審査ハイウェイの取組で合意、来年1月から開始★★★

スイス・ジュネーブでこのほど開かれた日米欧中韓の5カ国・地域の特許庁による五大特許庁長官会合で、五大特許庁は相互間の特許審査ハイウェイ（PPH）を来年1月から開始することに合意した。日本国特許庁の羽藤長官、欧州特許庁のバティステリ長官、韓国特許庁の金庁長、中国国家知識産権局の賀化副局長、米国特許商標庁のレア副長官が出席した。

五大特許庁間でのPPHは、特許協力条約と各国・地域の成果を生かし、特許出願の処理を一層迅速にさせる上、ユーザーにより多くの選択肢と利便性を提供する。各特許庁間で既に実施されているPPHは、実施範囲がより広くなるこのPPHに統合される予定。

賀化副局長は、五大特許庁相互間でのPPHについて「特許審査の適時性、品質の向上に寄与し、五大特許庁の協力を継続させていく上重要な意義を持つ」との認識を示した。同PPHに係わる詳細な情報と内容は、適当な時期に国家知識産権局の公式サイトで公表される。

(出典：国家知識産権網 2013年9月25日)

★★★6. 國務院で初の健康サービス業指導意見を発布、知的財産権を強調★★★

國務院は10月14日、「健康サービス業発展促進に関する若干意見」を発布した。健康サービス産業に関して國務院が指導意見を打ち出すのは初めて。2020年までに健康サービス産業は総規模が8兆元以上に達し、経済・社会の持続的発展を推し進める重要な駆動力になるという目標が掲げられている。

「指導意見」によると、国は今後、医療サービスの発展に注力し、健康・養老サービス

の発展を加速させるとともに、自主的知的財産権を有する薬品、医療機器、高齢者・身体障害者向け用品の研究、開発を支援し、人材育成や職業訓練を強化し、健康サービス産業の情報化を推進することとしている。

(出典：国家知識産権網 2013年10月17日)

★★★7. 財政部、中央文化企業の発展支援に8.3億元の補助金★★★

財政部はこのほど、2013年の中央文化企業の国有資本経営予算として、中央文化企業39社の55のプロジェクトに総額8億3000万元の補助金を与えることを決定した。

資金支援の対象分野は▽中央文化企業が出資して被買収企業の所有権などを取得し、または合併により新企業を設立すること、▽中央文化企業によるデジタル化、自主的知的財産権の研究開発、コア技術の研究開発、▽優位性とブランド、経営力を有する中央文化企業が外国の有力文化機構と協力事業を展開し、または外国で文化企業を投資することの3つである。

2011年から2013年にかけて、財政部は国有資本経営予算として累計18億9000万元を支給し、企業65社の107のプロジェクトを支援した。中央文化企業の資金繰り問題の解決や企業の資源統合促進、従来産業のグレードアップ、中国文化産業の海外進出などの面で財政資金としての重要な役割を果たした。

(出典：財政部公式サイト 2013年10月11日)

★★★8. 国家知識産権局、「知的財産権人材体系の整備強化に関する意見」を打ち出し★★★

知的財産権人材の育成を一層強化するのを狙い、国家知識産権局はこのほど、「知的財産権人材体系の整備強化に関する意見」を作成し、発布した。国家知的財産権戦略とイノベーションによる発展駆動戦略を推進し、知的財産権事業の科学的で持続的な発展を促進するための人材面のサポートなどに関する内容が取り込まれている。

知的財産権人材体系は知的財産権人材と、人材の発展に相応しい環境からなる。中国の知的財産権事業の発展をサポートする6大システムの1つと位置づけられている。同意見は知的財産権活動全体を一層整備するための重要な支えとなることが期待される。

「意見」は「国家中長期人材発展計画綱要（2010～2020年）」と「知的財産権人材十二五計画（2011～2015年）」に基づき、調査研究を重ねて作成された。2015年と2020年にそれぞれ達成する目標と、人材育成や関連活動体制の整備に関する6つの主要事項と4つの保障策が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2013年9月26日)

★★★9. 工業・情報化部、企業知的財産権管理規範の導入を促進★★★

工業・情報化部は今年、企業の知的財産権活動を指導、支援し、企業のイノベーション能力と革新能力の向上を促すのを狙い、工業企業と中小企業それぞれを対象に「企業知的財産権管理規範」に基づく指導、奨励策を打ち出した。

同部は6月に発布した「工業企業知的財産権管理・評価指南」の中で、企業が知的財産権管理を日常業務に取り込むよう指導し、知的財産権の移転・活用、制度の細分化、異なる分野の知的財産権に対応する分類管理などに関する内容を明確にした。企業の知的財産権活動の規範化、制度化を促し、技術イノベーション活動を促進し、重要技術成果の移転を支援することが強調された。

中小企業の知的財産権創造、成果保護、特許活用などを支援するために7月に発布した

「中小企業の『専精特新』発展の促進に関する指導意見」には、中小企業が専門化、精細化、特色化、新規化といった発展の道を歩むよう奨励し、中小企業による「企業知的財産権管理規範」の導入、実施を指導、奨励する旨の内容が盛り込まれている。

国家知識産権局が作成した国家標準、「企業知的財産権管理規範」が発布されて以来、国の関連部門は同標準の導入、実施を指導してきた。全国では現在、約 1800 社が同標準の導入、実施に取り組んでいるという。

(出典：国家知識産権網 2013 年 9 月 25 日)

★★★10. 工商総局、改正商標法の徹底に向け 5 つの施策、違法な代理を厳罰★★★

改正商標法は来年 5 月 1 日から施行される。国家工商行政管理総局は新しい「商標法」の実施徹底に向け、研修訓練の実施、関連法規の改正・作成、審査効率の向上、監視管理の強化、幹部人材の育成強化の 5 つの施策を打ち出した。同総局が 9 月 17 日開いた「新『商標法』実施徹底テレビ電話会議」に出席した張茅局長が明らかにした。

張局長は、各級の工商機関に対し、「商標法実施条例」や「馳名商標認定・保護条例」を含めた関連法規の改正、作成を急ぎ、登録審査手続きの改善、保障体制の整備に努めるとともに、代理業界への監視管理を一層強化し、違法な代理を厳罰するよう求めた。

このほか、張局長は、改正商標法は中国の社会・経済の実情を踏まえて登録管理制度に対し重大な調整が行われたものであると指摘し、各工商機関は改正内容を正確に把握しなければならないと強調した。

(出典：新華網 2013 年 9 月 18 日)

★★★11. 第 2 期国家知的財産権専門家諮問委員会が発足★★★

第 2 期国家知的財産権専門家諮問委員会は 9 月 10 日、煙台市で設立式典が開催され、正式に発足した。国家知識産権局の田力普局長が出席し演説を行った。

国家知識産権局の元局長、王景川氏が委員会主任に就任。委員会は知的財産権分野の専門家 30 名からなる。王主任は設立式典において、国家知的財産権戦略の実施に関する全体的な課題や戦略的な課題、前向きな課題に焦点を当てて▽経済、社会の発展促進、▽知的財産権関連法律、政策、市場、文化環境の整備に努めたいと話し、委員会の活動方針を説明した。

第 1 期専門家諮問委員会は 2010 年 7 月に設立されて以来、3 年間にわたって国の知的財産権事業の中長期発展計画、知的財産権に係わる法律法規、重大な政策・措置の作成に向け、一連の調査・研究、評価、審査の活動を展開してきた。

(出典：国家知識産権戦略網 2013 年 9 月 15 日)

★★★12. 発展改革委、ソフトウェアと集積回路設計の重点企業認定作業を始動★★★

国家発展改革委員会と財政部など国の 5 部門が共同で実施する、国家重点ソフトウェア企業・集積回路設計企業の認定作業は 9 日、始まった。知的財産権を保有することが重要な認定要件となっている。国家発展改革委の関係者が明らかにした。

同関係者によると、国が発布した「国家計画枠組みにおける重点ソフトウェア企業と集積回路設計企業の認定管理試行弁法」に基づき、国家レベルの重点ソフトウェア企業と重点集積回路設計企業の認定にあたり、過去 2 年間に企業が取得した知的財産権を審査することが必要とされる。この中に▽ソフトウェア著作権登録、集積回路配置図、特許権の数と質、▽技術の先進性、新規性、▽研究開発費の対売上高比、技術者の対総職員数比などが含まれるという。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年9月13日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 成都市、国家級研究開発センター整備を支援、1社あたり100万元補助★★★

四川省成都市科学技術局はこのほど、同市の「国家級科技研究開発センター建設支援実施細則」に基づき、新たに認定された7つの国家級研究開発センターに1社あたり100万元の補助金を与えることを決定した。成都市のイノベーション拠点の整備を支援し、市全体の革新力を促すことが狙いである。

7つの国家研究開発センターはそれぞれ電子科技大学と西南交通大学にある2つの大学技術センターと、中鉄二局公司等企業3社にある3つの企業技術センター、新希望集団と四川大学にある2つの国家地方連合実験室である。

国家級研究開発センターは国が認定した重要研究施設で、地域のイノベーション体系を構成する重要な部分である。成都市では現在、55の国家級研究開発センターを抱えている。

(出典：中国知識産権資訊網 2013年10月14日)

★★★2. 成都工商局、「企業公共信用体系標準」を發布、誠実な経営を促し★★★

四川省成都市工商局はこのほど、「成都市企業公共信用等級区分地方標準」を正式に發布した。成都市企業信用情報管理センターが作成した。企業の信用評価活動を規範化させ、誠実な経営を促すことを目指す。

企業公共信用とは、法律法規を遵守し、社会的責任を履行して公衆の信認を得るための企業の能力、行動などを指す。「成都市企業公共信用等級区分地方標準」はA、B、C、Dの4ランクで企業の信用状況を評価し、政府買付、入札、表彰を行う際の参考情報として提供する。ランクは高い順にA、B、C、Dとなっており、Aにランク付けされた企業は政府の支援対象になる。

同「標準」によると、評価作業は第三者機構が関連情報を収集、分析し、所定の指標に基づき、企業の信用誠実の水準に採点を行い、得点に応じてランクを付けるという。

(出典：工商総局公式サイト 2013年10月12日)

★★★3. 北京市科学技術委、イノベーション推進に向け次の段階の方針を決定★★★

中央政治局が先月末に中関村を視察する時に習近平総書記が「イノベーションによる発展駆動という戦略は着実に進めなければならない」と指摘したのを受け、北京市科学技術委員会は、首都としてのイノベーション戦略、次の段階の活動方針などを討議する会議を開催した。

会議では、イノベーションに相応しい良好な環境が備わっている北京市が、国のイノベーション戦略の実施においてリーダーシップを発揮する重要性を確認し、次の段階の活動方針として、中関村モデルパークの建設を進めるとともに北京市の技術イノベーション行動プランの実施に努めることを決定した。

具体的には、▽世界のイノベーション中心地を目指し中関村の人材、技術成果を生かし、現有政策を徹底するとともに新しい支援政策を研究する、▽重大技術イノベーションプロジェクトの実施をきっかけに政府の技術イノベーション活動のあり方を改革し、部門・産業・地域を跨ぐ調整メカニズムを整備して、技術イノベーション行動プランの全面的な実施を推進する一などが含まれている。

(出典：中国政府網 2013年10月12日)

★★★4. 済南市と廈門市の知識産権局、権利侵害詐称摘発で協力協定★★★

済南市知識産権局と廈門市知識産権局は10月9日、権利侵害・詐称行為摘発で提携する旨の協力協定を締結した。双方は法執行に関する情報交流、協力、調整の各メカニズムを確立し、専利権侵害や専利詐称の摘発で全面的協力を展開し、「護衛」特別行動を共に推進することに合意した。

協力協定によると、双方は情報共有制度、調査報告制度を確立して法執行分野における両市の情報共有や交流を強化する。知的財産権保護の「護衛」特別行動の実施期間に双方は事件の調査、証拠収集、移送、調査委託などで相互に支援を行う。また、展示会における権利侵害、詐称行為について、適時に関連情報を通報し、相手側が管轄権を有する事件を適時に移送するとしている。

(出典：国家知識産権網 2013年10月9日)

★★★5. 西部地区唯一の専利審査協力センター、四川省成都市に設置★★★

四川省成都市で10月9日、国家知識産権局専利局の専利審査協力四川センターを成都市に設置することに関する、国家知識産権局と四川省政府、成都市政府間の協力契約が締結された。四川センターは西部地区における唯一の専利協力センターとなる。同地区の知的財産権戦略の実施と知的財産権の保護を強力に後押しすることが期待される。

国家知識産権局の田力普局長は締結式で、四川省は西部地区における科学技術、人材、情報の集積地で、これまで西部地区のイノベーションをサポートしてきたと評価し、さらに「四川センターは同省の科学技術、人材面の優位性を生かし、西部地区の知的財産権戦略の実施を牽引、支援するだろう」との認識を示した。

専利審査協力四川センターは成都市・天府新区の中心地区に建設される予定。2018年末に審査官2000人、年間特許審査件数11万件を目指すという。

(出典：中国新聞網 2013年10月9日)

★★★6. 広東省知的財産権保護支援センター、中小企業博覧会に相談窓口を設置★★★

広州市で先日開催された第10回中国国際中小企業博覧会に、広東省知的財産権保護支援センターは展示会の知的財産権保護サービス機構として相談窓口を設置し、出展企業や来場者に知的財産権保護関連サービスを提供した。

展示会開催期間中に、省知的財産権保護支援センターは出展者に知的財産権関連法律についての相談を提供したほか、専利(特許、実用新案、意匠を含む)をめぐる権利侵害の苦情を受け付けた。また、「12330」パンフレットを配布し、保護支援センターの業務をPRした。

同センターの相談窓口に、展示会における知的財産権保護活動の状況を理解するため世界知的所有権機関と国際連合南南協力事務所の代表者が訪れた。展示会での相談サービスの提供により、展示会の順調な開催に寄与したほか、「12330」に対する社会の認知度を高めることができた。

(出典：国家知識産権網 2013年10月9日)

★★★7. 重慶市、工業企業知的財産権運用能力育成プロジェクトを実施★★★

重慶市は工業企業の知的財産権運用能力を育成するプロジェクトを実施している。対象企業30社は一連の理論・実務の研修を通じて、知的財産権の運用・創造能力が大幅に向上した。

プロジェクト対象企業の昨年の知的財産権保有件数が7516件だった。このうち、特許発明が23.86%で、前年より21.74%増加した。また、昨年の1社あたり平均の新規登録件数が87.3件で、江蘇、安徽、広東に続き全国4位に入った。対象企業の知的財産権実施率が96.3%、知的財産権を利用した担保融資の総額が2億1000万元、知的財産権を有する新製品の売上高が327億2000万元だった。

重慶市経済情報化委員会は今後、工業・情報化部の要求に基づき「工業企業知的財産権管理・評価指南」の普及、実施推進に取り組み、対象企業の範囲を拡大し、重慶市企業全体の知的財産権運用・創造能力の向上を牽引していく計画だという。

(出典：中国政府網2013年10月3日)

★★★8. 青島で複数の科技企业インキュベーターを設置、知財保護体制も整備へ★★★

山東省青島市が所轄する各区・市は科学技術企業インキュベーターの建設を進めている。すでに総敷地面積464万平方メートルが完成し、企業1900社以上が入居し、就業者数が4万9000人に上る。青島市科学技術局が15日明らかにした。

青島市では2003年、初の国家級インキュベーターが国により認定された。同市はインキュベーターの建設規模と水準とともに国内をリードしている。2016年にインキュベーター総敷地面積が1200万平方メートルに達し、入居企業が1万社、就業者数が20万人に達する見通し。

市科学技術局は、2016年にインキュベーター入居企業による特許出願件数が4000件に、研究開発費の対売上高比が5%以上に達することを目指している。また、知的財産権保護体制を整備し、入居企業が同市の知的財産権創造の核心的な存在になるよう取り組むとしている。

同局関係者によると、青島市は当面、イノベーション資源の誘致、サービスプラットフォームの構築、投融資サービス体制の整備、仲介サービス能力の向上、革新創業文化環境の構築の5つの主要任務を中心にインキュベーター革新創業システムの整備に取り組んでいるという。

(出典：国家知識産権戦略網2013年10月17日)

★★★9. 国家標準管理委員会：中関村を初の国家技術標準革新基地に★★★

中国国家標準化管理委員会は10月14日の「世界標準の日」に、ハイテク産業が密集し、革新資源の優位が顕著で、標準化事業の基礎が堅固である北京・中関村地域を、国家技術標準革新基地に選定した。これは中国政府が許可した、初めての国家技術標準革新基地である。

同委員会は基地の建設について、技術標準・科学技術革新および産業アップグレードの同時発展を推進し、科学技術革新成果の産業化・市場化を促し、中関村の自主革新能力を強化するのが狙いだと表明した。同委員会は標準の制定・改訂、標準化をめぐる研究、国際標準化活動への参与、標準情報資源、人材育成などの面で支援を行う。

中関村の標準革新は、首都標準化戦略の実施における重要分野となる。2012年末現在、中関村の企業が制定・改訂に参加する標準は4471件に達し、その中には世界標準が103件、国家標準が2566件、業界標準が1677件、地方標準が125件含まれる。中関村の企業は国際的な標準化技術委員会の5つの事務局、国内の標準化技術委員会の39の事務局を運営し、標準革新が中関村自主革新の重要な構成部分となっている。

同拠点の建設は、北京市標準化研究院（中関村標準革新サービスセンター）が担当し、工期は2年間となる。

(出典：新華網 2013 年 10 月 16 日)

★★★10. 4 直轄市で著作権法執行の快速対応体制を確立へ★★★

国家版權局はこのほど、北京、天津、上海、重慶の 4 直轄市の法執行関係者が参加する「直轄市著作権法執行活動」シンポジウムを開催した。閻曉宏副局長が出席し、演説を行った。

閻曉宏副局長は、著作権法執行が文化市場における綜合法執行活動の重要な構成要素であると指摘し、全国で重要な地位にある直轄市が法執行分野で収めた実績を評価した上、国家版權局は 4 直轄市の著作権法執行機関と連携を一層密にし、指導と支援を強化することとしていると表明した。

シンポジウムで各直轄市の法執行責任者が著作権法執行活動の現状、課題について討議を交した。このほか、会議で著作権法執行活動について、▽4 直轄市と国家版權局間の快速対応体制を確立し、今後は青島、大連、杭州などの中心都市が加盟し全国の主要都市をカバーすることを目指すこと、▽4 直轄市に対する国家版權局の指導の強化、▽インターネットにおける法執行の強化、▽法執行情報の共有強化、▽国家版權局が国の関連当局と提携し、著作権認定などの業務を強化すること—の 5 つの事項が決定された。

(出典：中国新聞出版網 2013 年 9 月 26 日)

★★★11. 上海自由貿易試験区、今月 29 日に設置へ、上海汽車集団や百度などが進出を表明★★★

上海市の自由貿易試験区が、今月 29 日に正式に始動する見通しだ。同日、上海市人民政府は記者会見を行い、自由貿易区建設関連の新政策の実施細則を発表することになっている。試験区内では、人民元取引の適度な自由化やサービス業の開放、税制の優遇などが設けられる見通しで、銀行や自動車など複数の業種が試験区内への進出を表明している。

実施細則は全部で 98 項目あり、自由貿易区の始動と共に、第 1 陣 55 項目の実施細則が発表され、残りの 43 項目は年内発表される予定だ。29 日に発表される 55 項目の実施細則は、海外投資管理制度、開放の拡大、政策保障などに関するものである。

上海自由貿易試験区の範囲には、上海市外高橋保稅区、外高橋保稅物流パーク、洋山保稅港区、上海浦東空港総合保稅区という 4 つの税関特別管理区域が含まれている。現時点までに試験区内への進出を明らかにしたのは、中国自動車最大手である上海汽車工業（集団）の上海上場子会社、上海汽車集団やインターネット検索最大手の百度など複数社ある。IP テレビ事業を手掛ける百視通新媒体も米マイクロソフトとともに合弁会社を設立すると発表するなど、各企業が試験区内への進出に向けた動きを加速している。

(出典：新華網 2013 年 9 月 26 日)

★★★12. 広東省、LED 重点製品の特許分析・早期警戒に関する報告会を開催★★★

広東省知識産權局はこのほど、同省の戦略的新興産業、LED 産業の重点製品が対象の特許分析、早期警戒に関する報告会を開催した。広東省の戦略的新興産業發展指導グループ加盟機関、広東省各地方の知識産權局、LED 関連企業からの代表 130 名が出席した。

報告会で広東省の主要 LED 製品に係わる特許分析、早期警戒をテーマとした報告書が発表され、企業代表と専門家が意見交流を行った。また、広東省知識産權局の呼びかけで、広東省生産力促進センターと佛山市中山大学研究院、一部企業の専門家からなる LED 分野専門家チームが正式に設立された。同専門家チームは、広東省の LED 重点製品をめぐって特許情報資源の活用促進や研究成果の発表などに取り組む。

広東省知識産権局は2011年から戦略的新興産業分野の製品を対象とする特許分析・早期警戒報告会を開催している。今回は12回目となる。

(出典：国家知識産権網 2013年9月23日)

★★★13. 遼寧省、自動車部品産業の知的財産権ボランティアチームを設立★★★

遼寧省知的財産権保護支援センターはこのほど、丹東市で「全省自動車部品産業知的財産権保護支援ボランティアチーム」と「全省自動車部品産業知的財産権苦情通報ボランティアチーム」の設立式典を開催し、2つのボランティアチームを正式に発足させた。遼寧省の自動車部品産業の企業からのボランティアが設立式典に参会した。

省知識産権局と丹東市知識産権局など政府機関の責任者がボランティアに証書を渡した。ボランティア精神を発揚し、知的財産権をめぐる良好な文化、法制、市場環境を醸成するのを狙い、省知的財産権保護支援センターがボランティアチームを設立した。メンバーは知的財産権知識の普及啓発、法律支援、コンサルティング、権利侵害行為の通報などに取り組むほか、知的財産権イベントを催すなどしてボランティアの責任を果たす。

(出典：国家知識産権網 2013年9月22日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京高裁、「専利権侵害判定ガイドライン」を発布★★★

北京市高級人民法院（高等裁判所）は先日、専利権保護範囲の確定、権利侵害の判定、権利侵害の抗弁などに関する実務的規定を盛り込んだ「専利権侵害判定ガイドライン」を発布した。

市高級人民法院は2001年、「専利権侵害判定に係わる若干問題に関する意見」を作成したが、専利をめぐる紛争の増加に伴い、多くの新課題が浮上し、対応策の改善、規範化が求められた。北京市の各裁判所で審理した専利関連事件を踏まえて、専利法と最高人民法院の関連司法解釈に基づき、市高級人民法院が「意見」の内容を修訂して「判定ガイドライン」を作成した。権利者の権益保護を一層強化し、自主的イノベーションを推進し、裁判基準を統一するうえ積極的意義があると見られる。専利をめぐる実務で裁判官、弁理士、弁護士が権利侵害の有無を判断するための参考になることも期待される。

北京市の各裁判所では毎年、専利をめぐる民事紛争事件300件前後を受理している。市の高級人民法院、各中級人民法院の外、下部裁判所の中には海淀区と朝陽区の裁判所が実用新案と意匠に係わる民事紛争を審理することができる。

(出典：中国法院網 2013年10月9日)

★★★2. ルイ・ヴィトンが商標権侵害で香港そごうを提訴、損害賠償などを要求★★★

有名ブランド、ルイ・ヴィトンが香港そごうを相手取り香港高等裁判所に提訴した。商標権が侵害されたと主張し、侵害行為の停止と損害賠償を求めている。具体的な商品や損害額などは明らかになっていない。香港「星島日報」が伝えた。

訴訟を提起したのはルイ・ヴィトン傘下のLOUIS VUITTON MALLETIERとLVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SAの海外2社。ルイ・ヴィトンの登録商標がパリ条約により保護を受けていると主張し、香港そごうの広告や包装紙、ノートブックを含めたあらゆる物品へのルイ・ヴィトン商標の使用を直ちに停止し、関連の損失を賠償するよう求めた。

ルイ・ヴィトンは今年3月も香港にある一部の小売店に弁護士書簡を出し、権利侵害停止や謝罪、損害賠償などを求めた。その後の声明で同社は法に基づき知的財産権保護を強化する姿勢を強調した。

(出典：中国新聞網 2013 年 10 月 9 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 広東省、権利侵害・模倣品摘発活動を推進、目覚ましい成果★★★

広東省は国務院の要求に基づき、2011 年末から知的財産権侵害・模倣品摘発活動の長期体制整備に取り組んできており、目覚ましい成果を上げている。今年 5 月に昨年の権利侵害模倣品摘発活動について国務院が行った評価・審査で、同省は優れた実績で満点を取得した。

今年上半期、広東省の各行政機関は引き続き法執行活動を強化し、偽物の酒や農業資材、食品薬品などをめぐる多数の違法事件を摘発した。また、公安部門が模倣品をめぐる犯罪 857 件を摘発し容疑者 2436 人を逮捕し、検察機関が知的財産権侵害事件 443 件で容疑者 711 人を逮捕し、裁判所が 550 件を審決し、52 人の容疑者に懲役 5 年以上の判決を言い渡したなど、刑事処罰も強化されている。

行政・司法保護を進めるとともに、広東省は、知的財産権保護活動体制の改善や情報化整備、部門間提携・協力の強化、ソフトウェア正規版ソフト普及の推進などにも注力しており、多くの実績を上げた。

(出典：国家知識産権網 2013 年 10 月 15 日)

★★★2. 福建省知識産権局、権利侵害摘発で省公安厅と提携、覚書締結★★★

福建省知識産権局と省公安厅・経済偵査総隊はこのほど、知的財産権侵害と模倣品製造販売をめぐる犯罪の摘発で提携する旨の覚書を締結した。双方は連絡体制の確立、情報共有、共同エンフォースメントなどで協力を行うことで合意した。

覚書によると、双方は法執行関連情報の交流を強化し、情報共有を実現する。影響が大きく、市民の生活に密接に関わる事件や、群体的権利侵害、繰り返し権利侵害、悪意の権利侵害などの違法行為に対し、共同エンフォースメントを実施し、権利保護を強化する。犯罪の疑いがある事件について、公安機関は早期に調査を始め、事件の快速な解決に努める。このほか、覚書には権利侵害事件の移送に関する「双方向体制」や摘発活動の進捗状況に関する定期報告制度、PR 強化などの内容が盛り込まれている。

省知識産権局と公安機関間の協力体制の整備で、それぞれの機能が発揮され、専利をめぐる法執行、権利保護の「護衛」特別行動が一層進むことが期待される。

(出典：国家知識産権網 2013 年 9 月 13 日)

○ 多国籍企業 R&D

★★★1. 米 Praxair 社、上海でグローバル研究開発センターを設立★★★

世界の工業ガス分野をリードする米プラクスエア (Praxair) 社はこのほど、中国現地法人を通じて上海に設立したグローバル研究開発センター、Praxair 中国技術センターが正式運用を開始したことを発表した。

上海浦東新区の金橋開発区にある Praxair 中国技術センターは、先進な実験室で技術者と研究者チームに優れた仕事環境を提供する。同センターでスチール、燃焼、金属加工、金属熱処理、製薬、水処理、エレクトロニクスを含む複数の産業ガス応用分野の研究を同時に進めることができる。

Praxair 社の中国法人である Praxair (中国) 有限公司は国内有数のガス供給企業で、華北、華東、華南、西部地区で 100%子会社 22 社と合併企業 10 社を抱えている。

(出典：国家質検総局公式サイト 2013 年 10 月 14 日)

★★★2. アムウェイ植物 R&D センターが無錫に設立、薬草研究に注力★★★

アムウェイ中国の植物 R&D センターは 10 月 9 日、江蘇省無錫市で起工式が行われた。同センターは国際協力研究プラットフォームとして、薬草の有機栽培、抽出物の開発に注力する。

中国は 1 万 2807 種類の薬草を抱えるほど、豊富な薬草資源に恵まれている。一方、資源面の優位性は産業に体现されておらず、薬草の栽培管理が遅れており、健康食品などの研究開発はまだ初期段階にある。アムウェイの植物 R&D センターは 1 つの研究実験室と約 50 ヘクタールの農場を含む。研究成果は中国市場だけでなく、アムウェイの世界市場にも応用される予定。

アムウェイは 2004 年 12 月に 1500 万ドルを投資してアムウェイ（中国）R&D センターを設立した。植物 R&D センターは完成後、薬草分野の研究開発を担当する。2 つの研究センターは薬草の栽培、抽出技術、製剤、安全評価、包装設計などの各分野で協力し、支援し合うことになる見通し。

（出典：中国新聞網 2013 年 10 月 10 日）

★★★3. 華為、英国で研究開発センターを設立へ、2 億ドル投資★★★

英国のジョージ・オズボーン財務相が率いる代表団は 16 日深センに到着し、広東省訪問を開始した。通信機器大手の華為（ファーウェイ）で見学する時、オズボーン財務相は任正非最高経営責任者（CEO）と会談を行い、華為は英国に 2 億米ドルを投じ、新たな研究開発センターを設ける計画を明らかにした。

華為は英国に 20 億ドルに上る投資、買付計画を承諾している。新しい研究開発センターはその内容の一部で、投資額が約 2 億ドル。2017 年までに研究者が 300 名に増員する見込み。研究分野は光電子、ソフトウェア開発など多岐にわたるといふ。

オズボーン氏は華為の英国における研究開発センター設立に歓迎を表明し、これらハイテク分野の新しい就職ポストと研究開発、投資を獲得したことで、英国がハイレベルの人材と開放的な投資政策を備える優れた投資市場であることが証明されているとの認識を示した。

（出典：中国新聞網 2013 年 10 月 16 日）

○ 統計関連

★★★1. 1～8 月、北京中関村モデル区、特許出願が 38.3%増★★★

北京市統計局からの情報によると、1～8 月中関村国家自主イノベーションモデル区からの特許出願は 1 万 6296 件あり、前年同期比 38.3%増加したことがわかった。

統計によれば、1～8 月、中関村モデル区の規模以上ハイテク技術企業収入総額は、2012 年同期と比較して 30.4%増加し、1 兆 6776 億元を突破した。利益額は前年同期比 32%増の 1069 億元となっている。

また、1～8 月、中関村モデル区において科学技術関連業務に携わっている人員は 2012 年同期より 21.1%増加し、42 万 9000 人に達した。企業内部の科学技術活動に支出する経費は 574 億 3000 万元で、前年同期に比べて 29%増加した。特許出願が同期比 38.3%増の 1 万 6296 件あった。

（出典：北京市統計局 2013 年 9 月 30 日）

★★★2. 科学技術論文の引用数が世界 5 位に、発表数が世界 2 位★★★

中国研究者が発表した国際学術論文の今年1月1日から9月1日までの引用数は709万8800回で、前年より1つ順位を上げ世界5位となった。中国科学技術情報研究所が27日発表した「2013年度中国学術論文統計結果」でわかった。

これにより、国の「国家十二五科学技術発展計画」に掲げられた「2015年までに国際学術論文の引用数が世界5位に入る」という目標が繰り上げて実現された。論文1件あたりの引用数は6.92回で、前年の6.51件よりやや増加。一方、世界平均値の10.69と比べて依然として大きな格差があると同研究所の関係者が指摘している。

中国人が第一筆者に名を連ねる論文数は昨年、16万4700件だった。このうち、引用数が平均値を上回ったものは前年比1.4%増の35万件。セル(Cell)、ネイチャー(Nature)、サイエンス(Science)の3大学術誌に発表された論文は世界9位の187件で、順位は2011年より1つ上がった。また、世界の影響力を持つ各分野の学術誌に発表された中国の論文数は4020件、世界2位だった。

(出典：新華網 2013年9月29日)

★★★3. 国内製造業TOP500社、研究開発費の対営業収入比が1.87%★★★

米経済誌フォーチュン中国語版で先日、2013年度中国製造業企業TOP500社が発表された。研究開発費が増え続け、特許保有件数が快速に増加していることに注目が集められた。

TOP500社のうち、472社が研究開発関連データをアンケート票に記入した。これら企業の総研究開発費は4273億6000万元で、前年の3922億4000万元より8.95%増加した。1社当たり平均では同8.33%増の9億1000万元。また、研究開発の強度を示す研究開発費の対営業収入比の平均値は1.87%で、前年とほぼ同じだった。

専利保有件数では回答した449社の総保有件数が27万8000件で、前年の22万4000件より24.11%増加。このうち、特許が7万5000件で前年の6万2000件より20.97%増え、三種類権利の総件数の26.98%を占める。1社あたり平均では専利保有件数が同21.81%増の620件、特許保有件数が同18.44%増の167件だった。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年10月17日)

★★★4. 中関村科学技術サービス業が急成長、3年計画発表★★★

このほど発表された「中関村核心区域科学技術サービス業発展3年行動計画(2013~2015)」で、北京市中関村は2015年に核心区域の科学技術サービス業の総収入が3000億元、付加価値が600億元に達する目標を掲げた。

統計によると、中関村核心区域(北京市海淀区)の科学技術サービス業は昨年、総収入が2223億5000万元に、付加価値が462億3000万元に達し、海淀区2番目の主力産業になっている。

「3年行動計画」によると、海淀区は今後3年に技術移転、知的財産権、科学技術金融、研究開発・設計、工程技術、科学技術情報の7大サービス業に重点を置き、国際的な影響力を持つ技術移転・知的財産権の集積地域の建設に注力し、全国を牽引するイノベーション支援システムを整備する計画だ。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年10月16日)

★★★5. 中国のグリーン食品マークが世界の11ヵ国で商標登録、輸出額が年平均27.6%増★★★

近年来、国内消費者の食品安全への不信感が、「農産物品質安全認証」への膨大な需要を生み出した。その中、安全や環境に配慮したグリーン食品は、安全認証における「主力」

だった。中国グリーン食品マークは日本、米国、フランス、オーストラリア、世界知的所有権機関（WIPO）など11の国・地域・国際機関で商標登録されている。またオーストラリア、カナダ、フィンランドなどで9つの製品に同マークが使われている。

中国グリーン食品発展センターがまとめた統計によると、大陸部でグリーン食品の認証を受けた農産物の数量は、国内総生産（GDP）の年平均増加率を20%以上も上回るペースで増えている。グリーン食品の国内での売上高は1997年の240億元から12年は3178億3千萬元に増え、年平均増加率は18.8%だった。輸出額は7050万ドルから28億4千万ドルに増え、年平均増加率は27.6%。

このように発展の勢いをみせるグリーン食品だが、認証を経たグリーン食品が中国の食品売上高全体に占める割合は3~5%に過ぎない。「中国のグリーン農業はまだ歩き始めたばかりだ」とある業界関係者が指摘した。

（出典：新華網 2013年9月24日）

★★★6. 中関村企業の技術関係者が40万2000人に、研究開発費が918億元★★★

このほど開かれた「2013年中関村フォーラム年会」で北京市社会科学院、中関村革新発展研究院、北京方迪経済発展研究院が共同作成した「中関村指数2013」報告書が発表された。イノベーション環境、イノベーション能力、産業発展、企業成長、影響牽引、国際化の6分野の一級指標は何れも大幅に向上し、2012年の中関村総合指数は前年より24.8ポイント増の194.6に達した。

同報告書によると、中関村のイノベーション・起業環境は一段と改善され、科学技術と金融分野のイノベーションは一層進められた。中関村にある上場企業224社に各銀行が提供した知的財産権担保融資は100億元を超える。昨年の中関村企業の技術関係者が40万2000人、研究開発費の総額が918億2000萬元で、いずれも過去最高を記録した。昨年の特許、実用新案、意匠の出願件数は3万9703件、登録件数は2万2632件。また、企業による総売上高は昨年、北京市全体の20.4%を占める2兆5000億元だった。

中関村発展研究院の責任者によると、中関村は今後、イノベーションを制限する体制の刷新、戦略的新興産業の牽引役の発揮、地域を跨ぐ協力の推進、企業の海外進出促進の4つの面に力を入れる方針だ。

（出典：新華網 2013年9月23日）

○ その他知財関連

★★★1. 2013年「アジアブランドTOP500」に大陸部118ブランドがランクイン★★★

ブランド評価機関「ワールド・ブランド・ラボ」が28日香港で発表した2013年版の「アジア・ブランド・トップ500」に、中国大陸部の118ブランドがランクインした。このうち、中国工商銀行、国家电网、中国中央テレビ局、中国移動がTOP10入りした。

上位10ブランドはサムスン電子、中国工商銀行、トヨタ、ソニー、国家电网、中国中央テレビ局、LG、キヤノン、中国移動、和記黄埔。新華社傘下の新聞紙、雑誌である「参考消息」、「半月談」、「瞭望」もTOP500に入った。

今回選ばれた19カ国、地域の500ブランドのうち、香港・マカオ・台湾を含む中国ブランドが204種、日本ブランドが164種、韓国ブランドが45種。

同時に行われた「アジアブランド忠誠度調査」の結果によると、日本消費者が選んだTOP10ブランドは何れも日本ブランドであることに対し、中国大陸部の消費者が選んだTOP10ブランドは全て外国ブランドだった。アジアで消費市場が最も成長している中国大陸部で国内ブランドは依然として消費者に認められていない現状が伺える。

(出典：新華網 2013 年 9 月 29 日)

★★★2. 吉林省長春市で長春国際技術移転戦略連盟が設立★★★

吉林省長春市の長春国際会展中心ホテルで 9 月 10 日、長春国際技術移転戦略連盟の設立大会が開催された。大会で同連盟理事会のメンバーが選出され、第 1 回会合が開かれた。

同連盟には韓国科技情報研究院、国際華人科技企业協会、米国華人全国委員会、ロンドン大学クィーンメアリーカレッジなど 26 の外国機構と、上海技術取引所、四川省技術移転センターなど 43 の国内機構、企業が加盟している。

長春国際技術移転連盟は主要業務として、長春市と吉林市、図門市をカバーする全方位的な国際技術移転総合サービスプラットフォームを目指し、国際先進技術の導入、ハイテク成果産業化プロジェクトの実施、高度人材誘致などに取り組んでいくこととしている。

(出典：長春市人民政府公式サイト 2013 年 9 月 23 日)

★★★3. ハイアール：中国で最も価値あるブランドを維持★★★

R&F グローバルインフォメーショングループと北京ブランド資産評価有限公司が 14 日、フランスの首都パリで、2013 年の中国ブランド価値ランキングを発表した。

トップは大手家電メーカー海爾（ハイアール）で、12 年連続で首位を保った。同社は白物家電分野においては世界最大手企業であり、ブランド価値は 992 億元とされる。

2 位からは順番で、家電販売チェーンの「国美電器」（ブランド価値は 716 億元）、高級白酒の「五糧液」（ブランド価値は 701 億 5800 万元）、自動車メーカーの「中国一汽」（ブランド価値 684 億 1900 万元）、家電メーカーの「美的集団」（ブランド価値 653 億 3600 万元）だった。

以下、第 6 位から第 10 位まで、TCL（PCメーカー）、北京金融街投資（金融センター）、貴州マオタイ酒（醸造）、重慶長安汽車（自動車メーカー）、青島ビール（醸造）の順番となっている。

同ランキングは 1995 年から発表されており、中国では最も早くから行われた、期間が最も長い、消費産業のブランドバリューに対する比較研究だ。ブランドバリューの中味や発展の法則を研究することで、中国企業の独自ブランド創出を推進するのが狙いだ。

(出典：新華網 2013 年 10 月 17 日)

★★★4. 広東省知識産権局、広交会知財保護でシンポジウム開催★★★

広東省知識産権局は 10 月 14 日午後、第 114 回中国輸出入商品交易会（広州交易会、広交会）における知的財産権保護の活動について討議するシンポジウムを開催した。省知識産権局の唐毅副局長と広州市知識産権局の鄧佑副局長、国家知識産権局専利複審委員会の専門家、広東省各知識産権局の関係者が出席した。

第 114 回広交会は 10 月 15 日から 11 月 4 日にかけて 3 つの段階に分けて開催される。シンポジウムで今回の広交会の知的財産権保護に関する方針、要求を省知識産権局の法執行・監督処が伝えた。唐副局長は、全国と世界に広東省の知的財産権保護環境を PR するチャンスとして、交易会での知的財産権保護活動に共に取り組んでいきたいと強調した。

広州市知識産権局の鄧佑副局長は、各地方の知識産権局からの参会者を代表して、省知識産権局の指導の下で権利侵害事件などを厳正に処理して広交会のイメージを守ると表明した。

(出典：国家知識産権網 2013 年 10 月 16 日)

★★★5. 東北三省と韓国特許庁、戦略的協力交渉会合を瀋陽市で開催★★★

中国東北三省（黒龍江省、吉林省、遼寧省）と韓国特許庁は9月22日、特許の移転・産業化促進と新技術の国際交流・協力の拡大における戦略的協力の推進に関する交渉会合を瀋陽市で開催した。

遼寧省知識産権局の胡権林局長を始め、各省知識産権局の責任者が会議の席上で、知的財産権の創造・運用・管理・保護の状況をそれぞれ紹介した。

在中国韓国大使館の徐東旭・参事官（知的財産権担当）は、自主的イノベーションに基づくハイテクを、中国がますます重視するようになる中、国家レベルの協力の外に韓国は中国の江蘇省、広東省などとも省レベルの協力協定を締結していると説明した上、今回の交渉会合を通じて東北三省と良好な協力関係を確立し、企業提携や情報共有などの分野で踏み込んだ協力を展開したいと期待を示した。

（出典：国家知識産権網 2013年9月25日）

★★★6. WIPO：PATENTSCOPEに中国の特許文献300万件を収録★★★

世界知的所有権機関（WIPO）の検索システム、PATENTSCOPEに中国が提供した特許文献300万件が追加された。これにより、同検索システムに収録された特許文献は3200万件を超えた。WIPOが発表したデータで明らかになった。

同システムは現在、1985年から1995年までの中国の特許と特許出願の目録情報（英語のみ）と、1996年以降の中国の特許と特許出願の目録情報、明細書、特許請求範囲（中国語と英語）を検索することができる。

WIPOのフランシス・ガリ事務局長は、中国の特許文献をPATENTSCOPEに収録することは一大進歩だと評価し、これらの文献は中国の特許出願の実態を理解したいユーザーに斬新で重要な視角を提供したとの認識を示した。

（出典：新華網 2013年9月23日）

★★★7. 第5回日中意匠制度シンポジウム、北京で開催★★★

日本貿易振興機構（JETRO）と中華全国専利代理人協会が共催する第5回日中意匠制度シンポジウムは9月4日、北京で開催された。日本国特許庁と国家知識産権局、日本貿易振興機構、中華全国専利代理人協会、日本企業からの代表150名が出席し、両国の意匠制度の最新状況や注目される意匠審査の課題について交流を行い、討議を交した。

中華全国専利代理人協会の徐媛媛秘書長は会議の席上で、シンポジウム開催を通じて両国同業者間の交流を一段と推進し、意匠審査に関する難題を解決するとともに企業による意匠制度の活用を促進したいと期待を語った。

シンポジウムで発表されたデータによると、日本企業による中国国内での意匠出願件数は過去5年間に4000～5000件を維持し、外国の中で最も多かった。2位は米国で、年間出願件数が2000～3000件だった。

（出典：国家知識産権網 2013年9月16日）

★★★8. 中国科学院と米ジェネラル・アトミックス、「人工太陽」共同実験に成功★★★

中国が開発した世界をリードする新世代の熱核融合実験装置、「人工太陽」EAST（Experimental Advanced Superconducting Tokamak）はこのほど、米ゼネラル・アトミックス社のトカマク実験装置DIII-Dとの初の共同実験に成功した。同研究院傘下の合肥物質科学研究所の関係者が11日、明らかにした。

今回の実験は、DIII-Dの不等角投影加熱と電流駆動能力を利用したEAST実験条件のシ

ミュレートが目的だ。実験により、ブートストラップ電流と非誘導電流のみを採用したトカマクの高性能安定運行の可能性が検証された。

米国、フランスなどが1980年代に発足したITER（国際協力によって核融合エネルギーの実現性を研究するための実験施設）計画の参加国である中国は、世界初の超電導核融合実験装置、EASTを独自に設計、製造した。ゼネラルアトミックスとの今回の提携を通じ、中国科学院プラズマ物理研究所の研究者はDIII-DでEASTの実験条件をシミュレートし、EASTとの同等回転トルクへの注入に成功した。

（出典：新華網 2013年9月16日）

★★★9. 2013年中国專利情報年會が開催、日欧米それぞれフォーラム設置★★★

「イノベーションによる発展駆動戦略を專利情報で促進する」をテーマとする2013年中国專利情報年會は9月12、13日、北京で開催された。世界知的所有権機関（WIPO）、日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁などの国際組織、政府機関と企業500社以上からの代表1500名が出席し、企業の特許情報運用、知的財産権管理、訴訟事例、特許貨幣化、特許検索・分析などのテーマをめぐって討議、交流を行った。

ますます多くの中国企業が国際市場に進出するなか、国内企業が外国の市場ルールなどを理解するための場を提供するために、今回の年會では、日本、欧州、米国それぞれの特許制度、情報運用実務をテーマとする3つのフォーラムが設置された。

中国專利情報年會はアジア最大規模の特許情報分野のイベントと言われる。開幕式に出席した国家知識産権局の田力普局長は挨拶の中で、国際交流プラットフォームとしての役割を果たし、より多くの人々がグローバル特許制度の変革に関心を寄せ、特許サービス業の発展を推進するよう取り組んでいきたいと表明した。

（出典：新華網 2013年9月13日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved